

昭和六十二年 度 陵 墓 関 係 調 査 概 要

陵 墓 調 査 室

古代の高塚式陵墓及び埋蔵文化財包蔵地内にある陵墓の営繕土木工事実施にあたり、当調査室は各陵墓監区の協力を得て、施工区域の遺構遺物の有無確認のためと、工法決定に資するため事前に調査や立会調査を行っているが、昭和六十二年度は工事計画の關係から事前調査はなく、左に掲げた各陵墓地の工事箇所における立会調査を行った。

このほか本年度は墳丘調査等を行った。

〔立会調査〕

- 一、青蓮院宮墓地（京都市西京区大原野小塩町）、正門及び囲障改修工事箇所の調査。
担当 畑隆夫（桃山監区、六月実施）
- 二、浄菩提院塚陵墓参考地（京都市伏見区竹田小屋ノ内町）、正門及び囲障整備工事箇所の調査。
担当 森本芳博（桃山監区、六月実施）
- 三、近衛天皇火葬塚（京都市北区紫野花ノ坊町）、金網柵取設工事箇所の調査。
担当 久保俊郎、村島三彦（畝傍監区、十月実施）
- 四、般舟院陵（京都市上京区般舟院前町）、塀重門等改修及び排水設備取設工事箇所の調査。
担当 洪水義明、磯田康夫、竹村哲也、遠池良逸（月輪監区、九月十一月実施）
- 五、河内磯長原陵（大阪府南河内郡太子町）、境界土留擁壁工事箇所の調査。
担当 土生田純之、富賀武、大平斉（古市監区、九月実施）
- 六、三島監野陵（大阪府茨木市太田三丁目）、整備工事箇所の調査。
担当 中川幸信、長谷川政明、北川秀樹、山田昭彦（桃山監区、十一月実施）
- 七、佐保山東陵（奈良市法蓮町）、鳥居改修工事箇所の調査。
担当 松岡和男、池谷浩行（畝傍監区、十月実施）
- 八、大田皇女墓（奈良県高市郡高取町）、鳥居改修工事箇所の調査。

九、宇治墓（京都府宇治市菟道丸山）、制札改修工事箇所への調査。

担当 上村雅洋（桃山監区、十二月実施）

一〇、泉山陵墓地（京都市東山区今熊野泉山町）、崖地防災整備工事箇所への調査。

担当 竹村哲也、曾田誠二、小野隆、福富彰（月輪監区、十二月三月実施）

一一、平城坂上陵（奈良市佐紀町）、鳥居改修工事箇所への調査。

担当 梅森康史、多田京介（畝傍監区、十二月実施）

一二、山辺道勾岡上陵（奈良県天理市柳本町）、浄化槽改修工事箇所への調査。

担当 北田和夫、西村寛治（畝傍監区、十二月一月実施）

一三、片丘馬坂陵（奈良県北葛城郡王寺町本町）、見張所改修工事箇所への調査。

担当 山本明利、中村修也（畝傍監区、十二月一月実施）

一四、恵我長野西陵（大阪府藤井寺市藤井寺四丁目）、浄化槽改修工事箇所への調査。

担当 西野正治（古市監区、十二月一月実施）

一五、能褒野墓（三重県亀山市田村町）、墓前整備工事箇所への調査。

担当 平木由喜久（畝傍監区、一月、二月実施）

一六、大枝陵（京都市右京区大枝沓掛町）、鳥居改修工事箇所への調査。
担当 畑隆夫（桃山監区、三月実施）

右の内一、七、八、二、三、一四、一五、一六は鳥居や浄化槽などの改修工事であって、既設箇所範囲内の掘削にとどまり、地層調査など厳密に行ったが、いずれも攪乱されており、遺構遺物の発見はなかった。

三、三、五はそれぞれ周辺の市街地化、宅地化に対応するため、新たに境界整備を行った箇所である。それぞれ遺構遺物は認められなかった。とくに五は用明天皇陵（方墳）の北辺東半を境界線に沿って東から長さ三十九メートル、幅〇・七メートルを深さ〇・七メートル掘削したが、近現代の瓦片・磁器片を包含する攪乱層であって、とくに保存すべき遺構遺物はなかった。

四の般舟院陵における調査箇所は全体に攪乱された盛土層で、遺構は認められなかったが、中世後期から明治までの陶磁器片・瓦片等が多数出土した。詳細は後掲別稿の如くである。なお出土品の鑑定は名古屋大学教授檜崎彰一氏にお願いした。

六の三島藍野陵では崩落の激しい外堤内法護岸工事第二年度分箇所の立会調査である。前年度事前調査の結果通り遺構はなかったが、掘削部分からは埴輪片他の遺物が多数出土した。詳細は別稿を参照されたい。

九の宇治墓においては制札を改修するとともに、設置箇所を参道入口に移したので、該箇所掘削にあたり厳重に立会調査を行ったが、遺構遺物の存在は認められなかった。

一〇は昭和五十八年度から行っている崖地防災工事箇所の立会調査である。今年度は鳥野野陵北東部と、陵墓地南西部の二工区を行った。工事

箇所は崖地で、地層は下層が自然推積層、上層は崩落堆積層と思われる、遺構遺物とともに認められず、予定通り工事を施した。なお、本年度をもってこの工事は終了した。

右のほか、本年度は表面調査を含む管理上必要な次の調査を行った。

〔墳丘外形調査〕

一七、大市墓（奈良県桜井市大字箸中）

担当 笠野毅、土生田純之、北田和夫、大井康雄、西村寛治（二月）

〔へドロ堆積調査〕

一八、大塚陵墓参考地（大阪府羽曳野市南恵我之荘七丁目・松原市西大塚

一丁目）

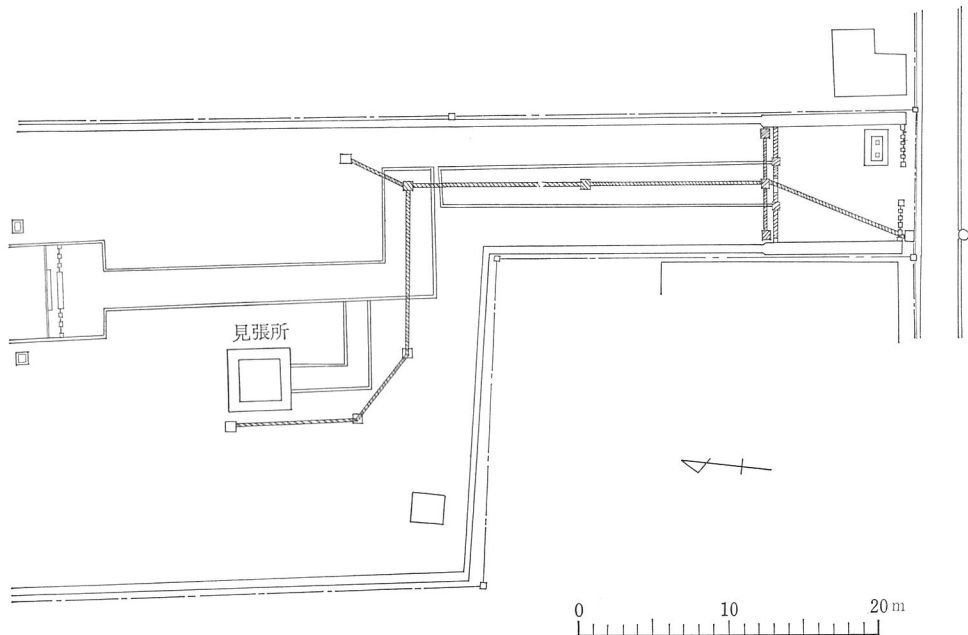
担当 土生田純之、大平斉、木林成嘉（古市監区、二、三月）

一七、一八は報告を後に掲げた。そのうち一七は要望によって日本考古学協会へ通知したものを、論旨を変えずに文章を少し加えたものである。

（飯倉晴武）

般舟院陵塀重門その他工事箇所の調査

般舟院陵の塀重門・透塀の改修及び排水桝・排水管の埋設工事の際し、昭和六十二年八月十七日から十一月十六日までの期間、立会調査を



第1図 般舟院陵調査箇所の位置（斜線部分）（1/500）

実施した。掘削区域は排水柵・排水管理設範圍の延長約六九・九メートル（参道入口から見張所西側までの約六三・四メートルと排水柵三号から四号までの約六・五メートル）と塀重門門柱及び在来透塀両基礎部約六・二メートルを幅平均〇・六五メートル、深さ平均〇・八メートルで掘削した（第1図）。

この区域は、昭和五十八年十月施工の電灯電話線埋設区域と平行しており、既報（本誌第36号）のとおり大正十年に客土整地されたところで、土相状況も概ね変わるものではなかった。調査の結果、遺構は検出されなかった。遺物は区域全体から出土したが、全て現地表下約〇・一〜一・〇メートルの間の盛土及び攪乱層からであった。

出土遺物は土師器七一点、瓦質土器六三点、炆器一一点、陶器九八一点、磁器二四一点、瓦三八点、その他二点の総数六二六点であった。主な物を次に述べる。

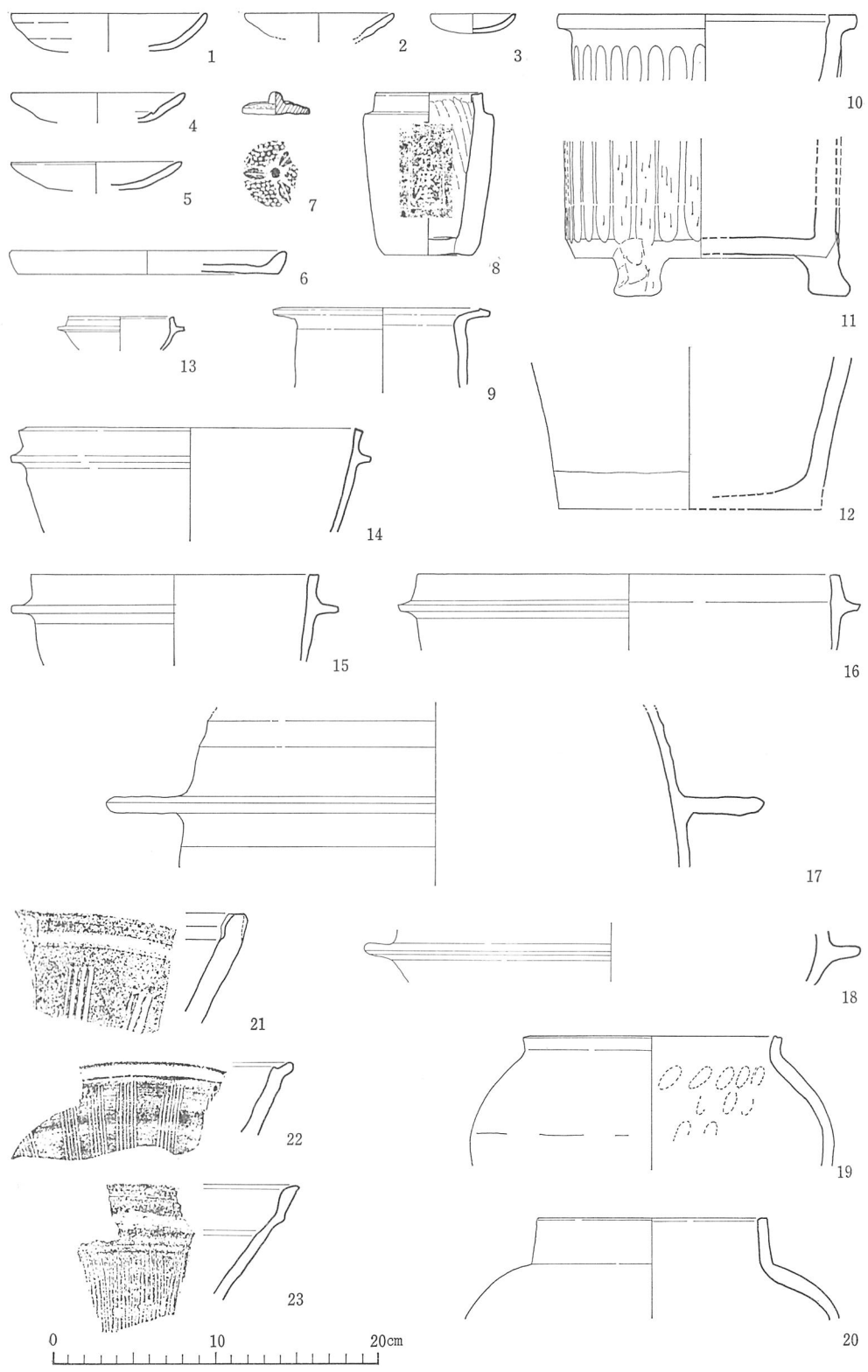
土師器（第2図1〜11）

1〜6は皿。内3〜5は、灯明皿。6は盤と言っても良いであろう。
1・2・4・5の胴部は直線的に開くが、3は丸味を有する。6の底部は平たく、胴部と口縁部はほとんど一体を成す。1の口縁部外面と4・5の内面から口縁外面には横撫でが施こされる。4の内面には返しが付く。7は蓋。木葉文3個をもって上面を分割し、その間に小点（魚子文）をくぼませて填める。下面は指圧痕を残し、平らにする擦痕も見られる。8は焼塩壺。外面には部分的に叩き目のような平行沈線がかすか

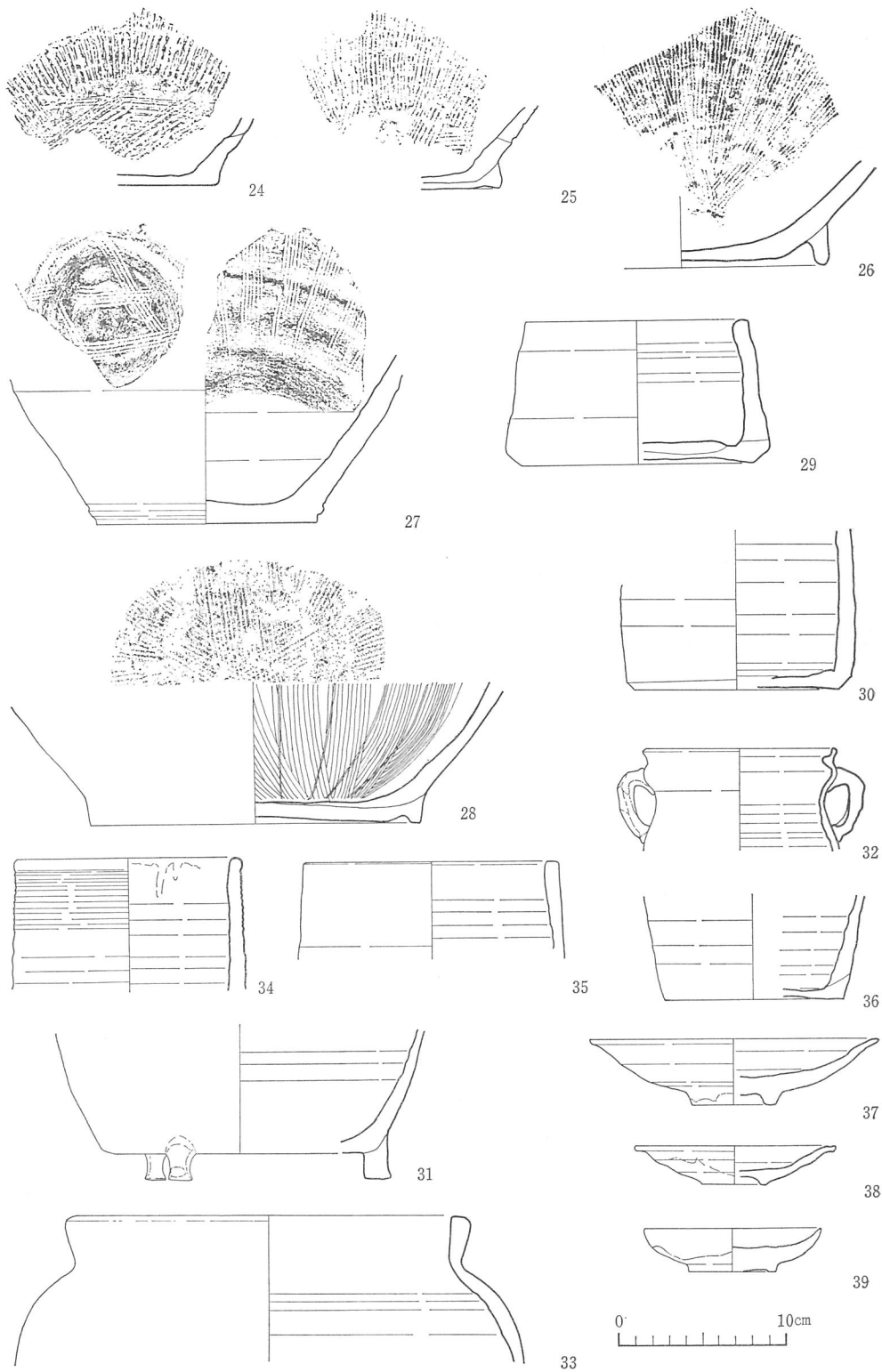
に残り、「泉州麻生」銘が刻印される。内側には成形する際の型にまきつけられていた撚紐の痕が残る。底部は円形の粘土板をはめ込んで作られている。9〜11は甕。9は胴部がほぼ垂直に立上り、短い口縁部は直線的に強く外反する。内外面とも横撫でを施こす。一六〜一七世紀。10と11は同一個体の口縁部と底部で、一応、土師器の甕としたが、或は赤焼きの瓦器の火舎かとも考えられる。底部には三本の脚が付き、厚みのある口縁部は短く外反する。胴部はほとんど欠損しているが、上下の様子から見て、ほぼ垂直のようである。外面は胴部に横削りを施こした後縦削りし、口縁部を横撫でする。内面は口縁部、底部とも横撫でが施こされ、煤が付着している。12は用途不明の筒形容器。底部は平らで、僅かに開きながら上部へ移行する。外面は下方の幅約二・五センチほどに削りを施こし、それ以上は横撫でする。内面にも横撫でを施こす。

瓦器（第2図13〜20）

13〜18は羽釜。13は非常に小型で、器壁が薄い割に鏝の突出度は高い。内外面とも横撫でされ、丁寧に作られている。大きさは違うが、18もほぼ同形と考えられる。14・15は胴部から緩やかに開きながら口縁部に至るが、15の方はやや垂直に近く、鏝の突出度も高い。14は内面から外面鏝下部まで横撫でを施こす。15は内面に斜方向の撫でと指おさえを施こす。16は14・15に比べて大型で、口縁部が内傾する。17は16よりも更に大型で、鏝の突出度も他が一・五センチ以下なのに対して、約四・五センチを測る。口縁部を欠損するが、胴部から口縁部へ向けて緩く内



第2図 般舟院陵の出土品(1) (1/4)



第3図 般舟院陵の出土品(2) (1/4)

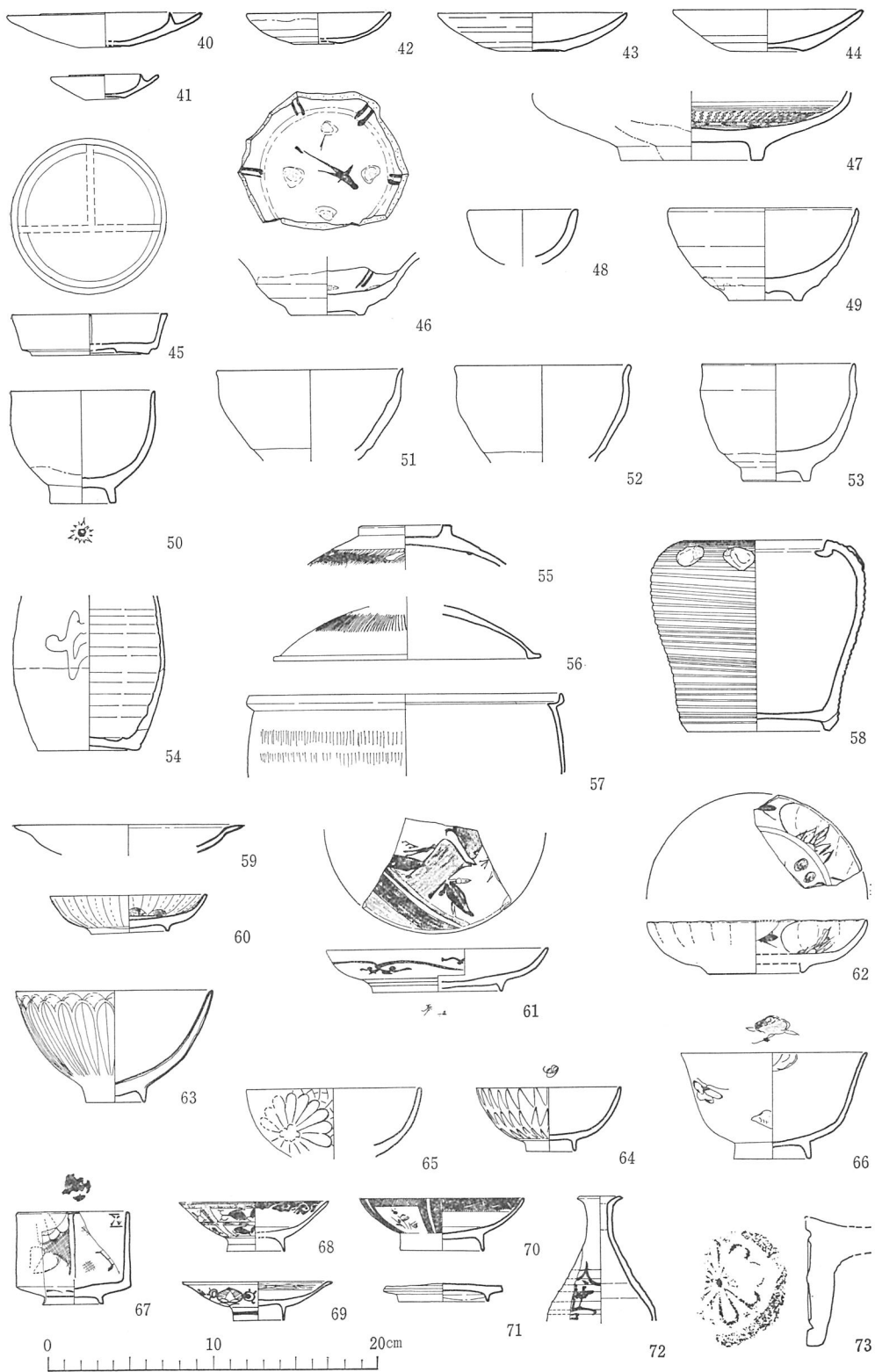
彎する。16・17とも内外面に横撫でを施す。これら羽釜の外面には煤が付着し、特に17の罫裏以下は顕著である。19は消炭壺（甕の可能性もある）。大きくふくらんだ胴部は、やや急な角度で内彎し、短い口縁部は僅かに外反する。外面と内面の口縁部・胴中央部に横撫でを施し、内面の場合はその上から指おさえを行っている。20は壺か甕。肩部は大きくカーブしながら内彎し、口縁部は直線的に立上る。内外面とも横撫でを施す。外面は煤けている。

炆器（第2図21～第3図36）

21～28は摺鉢。21～23は胴上部から口縁部で、21と22が胴部から直線的に開くのに対し、23は内側へ「く」字型に曲り、外面に稜線を作る。21には片口が付く。卸目の単位は四条（21）、五条と六条（22）、七条（23）があり、22は二本ごとに単位を変えている。また、前二者が単位間に間隔をあけるのに対して、23は重複する。21は一五世紀中葉、23は一七世紀。ともに信楽。22は一六世紀後半で、焼塩壺と同じ胎土である。24～28は胴下部から底部。24・25・27は平底を呈し、26・28は高台を有する。26は貼付高台、28は削り出し高台である。いずれも外面に轆轤目が残るが、28は篋削りを加えている。卸目の単位は六条（27）、六ないし七条（24）、七ないし八条（25）、十条（26）、十四条前後（28）と、かなり細かく分けることができる。27は、他が重複するのに対して、一単位が一定の間隔をおいて施こされる。24は一七世紀半、28は一七世紀～一八世紀で、ともに信楽。27は一六世紀初期で、畿内産。29・30は

匣鉢（あるいは建水）。29は底部がかすかにくぼみ胴部は僅かに内傾しながら直線的に立上る。内外面には轆轤目が明瞭に残り、茶褐色の泥漿がかかる。底裏面に「⊕」の刻印を施す。30は口縁部を欠き、胴部はほぼ直立する。底部に削りが施こされる以外は29と同じである。31は三足鉢。底部は平らで、やや雑な作りの短い足が貼付される。胴部は緩く開きながら立上る。32は把手付花生。胴部はややふくらみ、「く」字型に屈曲する頸部を経て「S」字型の口縁部に至る。口縁部内側は短く突き出す。頸部外面には環状の把手が貼付されている。33は飯胴甕。肩部は丸味をもって内彎し短い口縁部は僅かに開きながら直線的に立上る。内外面ともに轆轤目が残る。江戸初期の信楽。34・35は用途不明の筒形容器。二点とも胴半部以下を欠くが、34はほぼ直立し、35は僅かに内傾する。34の外面は口縁部下の幅約三・五センチに凹帯風のくぼみを十数条施し、それ以下は轆轤目を残す。内面は轆轤水引きの後、口縁部までの幅約三・五センチに仕上げの横撫でを施す。外面には泥漿がかかり、釉も施す。35も34と類似するが、外面に凹帯風のくぼみはない。口縁部の器厚も34では胴部より薄いのが35は厚い。36は用途・器形ともに不明である。底部は平らで、緩やかに開きながら直線的に胴部へ移行する。内外面には轆轤目残り、暗褐色の泥漿がかかる。信楽（29・31・32・34・36）と備前（30・35）があり、30・34～36は江戸時代。36は信楽の宮町産。

陶器（第3図37～第4図58）



第4図 般舟院陵の出土品(3) (1/4, 48・58は1/2)

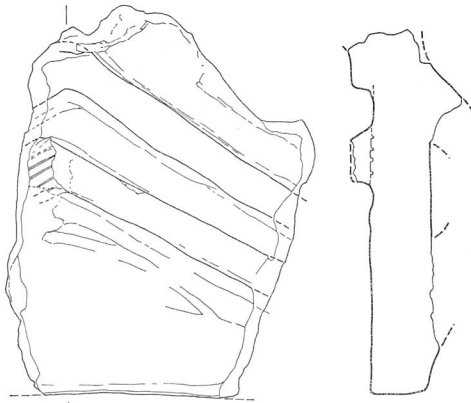
37、45は皿。37・38は大小の差はあるが、ほぼ同形で、37は高台が明瞭に作られている。双方とも轆轤成形の後、灰色の釉を施こし、内面に砂目を残す。39は前二点に比べてやや粗製で、体部が丸味を有し器厚も厚い。高台部の厚味も一定していない。内外面に淡紫色釉が施こされ、釉面には貫入が入る。これにも砂目が残る。三点とも唐津で、37は一七世紀。38は一六世紀末〜一七世紀前半。40〜42は灯明皿。40・41の内面には返しが付き、黄白色釉がかかる。外面には削りが加えられ、施釉されず、煤が付着する。42の内面には返しが付かず、胴部は丸味をもつ。43・44も灯明皿と思われるが、断定できない。42に対して胴部の丸味が弱く、胴部外面は横撫でした後、その上に削りを施こす。双方とも内面に焼台が溶着している。45は蛇の目高台を有し、内面には仕切板が設けられている。高台部を除く部分に肌色の釉がかかる。40・41・45には細かい貫入が入る。40・41・45は瀬戸、42は京焼きである。

46・47は鉢。46は絵唐津。外面に轆轤目が残り、褐色釉がかかる。見込みに草か魚様の文様と砂目が見られ、その周囲には2本一組の縦線が四組以上施文されている。一六世紀末。47は三島唐津。内面に印刻文象嵌技法による文様を施こし、中央には砂目が残る。外面には茶褐色の泥漿を回転させながら塗付する。48〜53は碗。その内51〜53は天目茶碗である。48は赤楽。胴部は丸味をもち、内面から外面口縁部にかけて撫でを施こす。49は低い高台部から、やや大きく開きながら内彎ぎみに口縁部へ移行する。外面には轆轤目が顕著に残り、内面から外面高台脇まで

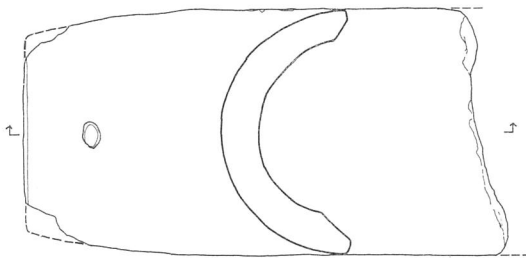
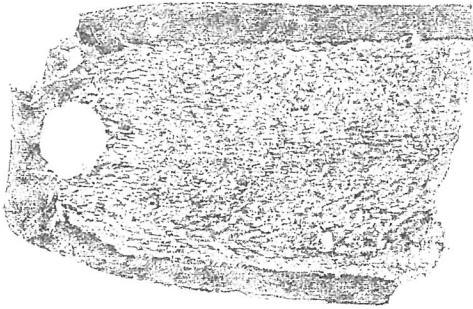
緑色釉がかかる。一七世紀初。50は高台部がやや高く、高台裏から高台脇にかけて削りが施こされる。高台裏中央には削り成形の痕が明瞭に残る。高台脇から腰部へは丸味をもって移行し、胴部からはほぼ垂直に立上って口縁部に至る。内面から外面腰部まで黒色釉がかかる。51・52は高台部を欠くが、ほぼ同形である。高台脇部から腰部にかけては、やや急な角度で開き、胴部は垂直に立上り、口縁部は僅かに外反する。内面から外面腰部にかけて暗褐色釉が施こされる。53は直立する高台から、やや急な角度の高台脇、緩やかな角度の腰部へと移行し、胴部から口縁部にかけては僅かに内傾する。内面から外面腰部までは黒褐色釉を施こす。三点とも施釉されない高台脇以下には轆轤目が残る。51は美濃、一六世紀後半。52は信楽、一七世紀第2四半期。53は唐津、一七世紀。54は徳利。底部は円形の粘土板をはめ込んで作られ、中央がややくぼむ。胴部は緩い膨みを有する。外面には濃褐色釉がかかり、釉の上から黄色土で文字を書き込んでいる。内面には轆轤目が顕著に残る。胴中央に明瞭な接合痕があることから、上下を別々に作り、接合したと考える。胎土に鉄分を含む。55・56は蓋。別個体であるが、非常に似た様相を呈する。平茶碗を逆にしたような形と考える。轆轤成形の後、外面には飛鉋と削りが施こされ、56では部分的にイチチン盛りの文様も見られる。ともに外面の削り部分と内面には茶褐色の泥漿がかかる。56は唐津。ともに一九世紀。57は土鍋。口径が56と合うのでセットを成す可能性が強い。胴上端は緩いカーブを描きながら内彎し、口縁部は小さく「L」字

型に張り出し内側に蓋受部を設ける。外面胴部には飛鉋、内面には茶褐色の泥漿を施す。泥漿のない部分には横撫での痕が残る。口縁部外面には煤が付着する。58は用途不明の小壺。底部は平らで短い高台を有する。底部から口縁部へはキャリパー状の曲線を描いて移行する。口縁部は「L」字型に内側へ折れており、蓋の受部を設けている。外面全体に細い糸目が施こされ、その上に黄色釉がかかる。内面には透明の釉がかかり、釉面に細かい貫入が入る。口縁部附近に把手の痕があり、環状の把手が貼付されていたようである。産地は京都。

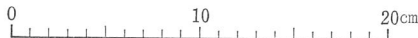
磁器(第4図59~72)



74



75



第5図 般舟院陵の出土品(4) (1/4)

67は半筒形を呈する。文様は菊花文(65・67)、網手文(64)、蝶文・雲文(66)があり、64・66・67は見込にも施文されている。65は明治、67は一七〇一八世紀。ともに伊万里。68・69は染付の酒杯。68は口縁部内面に

59~62は皿。59は元の青磁。薄い緑青色を呈する。60は染付のヒダ皿。内面は押型により、見込に篆体の「喜」字、その周囲に円圈文、その外に三葉一組の松枝文三組を施文している。松枝文はコバルト色、口唇部は橙色の釉を施す。61・62は染付の絵皿。61は内面に竹・外面に唐草文を、また高台裏には文字らしきものが施こされている。62は器面がかすかに花卉状を呈する。内面には草花文を施す。伊万里で、一七世紀まで遡る可能性がある。63~67は碗。63は鎗蓮弁文の青磁で、器壁は薄く、明緑色釉を全面に施す。竜泉窯産で元(一四世紀)のものである。64は赤色の上絵付で65~67は染付。64・65は平形、66は端反形、

搔落しによる渦文、外面に草葉文風の文様を施文する。69は口縁部内面に工字文、外面に三宝珠様の文様と三つ星を施文し、見込にも何らかの文様が一部分のみ残る。鮮やかなコバルトを呈する。68の釉面には貫入が入る。70も酒杯と思われたが小皿の可能性もある。口縁部内面には帯を描き、搔き取って列点鋸歯文を表わす。外面は帯状区画の中に松・竹・梅を描く。71は瀬戸の蓋。轆轤成形で、身の合せ部を除く全体に灰色の釉がかかる。合せ部には紅色顔料が付着する。72は瓶。内外面ともに轆轤目が顕著に残り、頸部内面から外面全体にかけて灰白色釉がかかる。胴部に呉須で文字が書かれているが大きく欠損し、判読できなかった。

瓦（第4図73～第5図75）

73は棟込瓦。瓦当面は金雲母を散らした型で八弁の菊花文をおこす。二次火を受けており、黄灰色を呈する。74は鬼瓦の獅子口である。胴部に「へ」字の綾筋が二条あり、上部には経の巻がのっていたようで、剥離痕と撫で痕が残る。下端は直線的で、裏面には竜頭の痕が残る。篋による撫で或いは磨きがかかる。75は丸瓦。凸面は長軸方向の削りを施し、凹面には、型にかぶせた袋の捺紐痕が明瞭に残る。尻部寄りに目釘穴が一箇穿たれている。その他の部分も削りを施している。

その他

銅銭。直径二・五センチ、中央孔〇・六センチ四方、周縁部厚〇・一八センチを測る。緑青で覆われ、銘は全く分らない。

（竹村 哲也、遠池 良逸、佐藤 利秀）

三嶋藍野陵整備工事区域の立会調査

継体天皇の三嶋藍野陵における外堤内法護岸工事第二年度分の掘削工（第6図の45～69区^(註)）に、昭和六十二年十月二日から十二月二十六日まで立会った。調査の結果、掘削範囲から多数の遺物が出土したが、原初の遺構は認められなかったので、当初設計のとおり施工した。

掘削地の地層は、事前調査における基本的な層序と同じく、上から表土層・堆積層・富田礫層で、堆積層の下部には原初の可能性のある地層が認められるところもあった。

遺物は、大部分が堆積層に含まれており、第6図52・65～69区を除く各区から出土し、特に48・49・59～61区からは、出土品の数も多い。採集した出土品は、埴輪九六三片、土師器一五片、瓦四片、須恵器三片など計九九六片である。

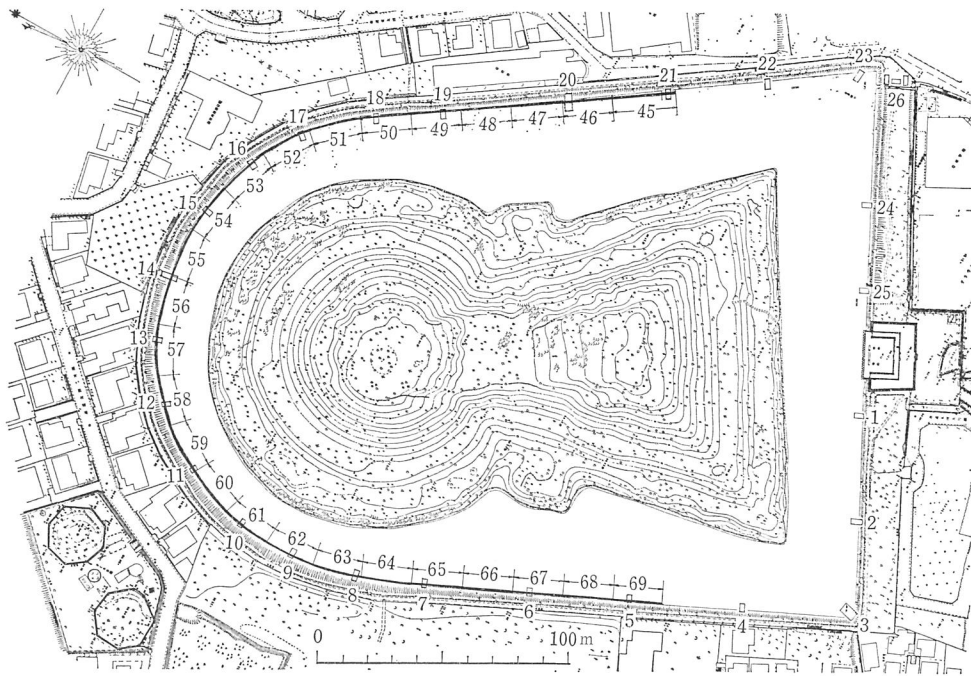
土師器（第7図1）

1は、まっすぐな肩から、少し外反気味の直口縁がつく甕。調整不詳。

炆器（第7図2）

2は、底部にまで至る卸目を一本づつ刻んだ摺鉢で、外面腰部に斜の撫痕を残す。

須恵器（第7図3～5）



第6図 継体天皇陵立会調査箇所的位置 (1/3000) (1~26は昭和61年度事前調査のトレンチ番号)

3は、巻上げ、水引き成形の坏蓋で、口縁部が外に小さく開き、端部は断面三角形。鈍い稜の上に丸い天井部がのり、その上半部外面は回転篋削り。4は、長頸壺の破片で、胴部はまるく、外面を回転篋削り、一条の沈線を介してまる味の少ない肩部に至る。5は、甕の肩部もしくは底部の破片で、内面に同心円状の叩目、外面に平行叩目のうえに掻目を施す。

埴輪円筒(第7図6、第8図18)

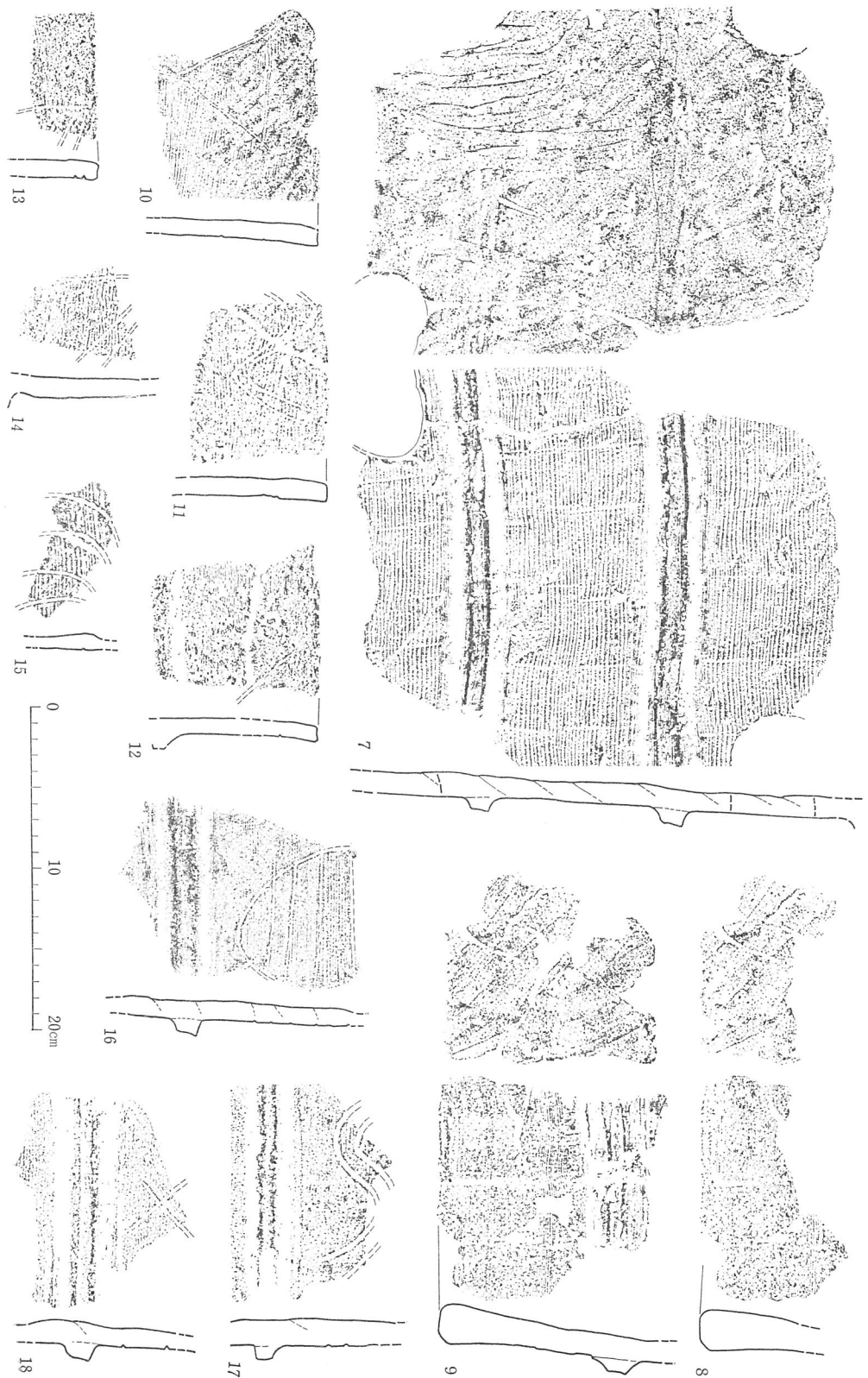
出土品の大部分を占め、須恵質のものはほとんどない。何段階かに分けて粘土紐を積上げ、成形と調整を施す。外面の調整は、指頭による斜撫でつけ、縦刷毛目、断続的な横刷毛目の順に施すのを基本とするが、縦刷毛目が省略されたり、数次にわたって横刷毛目が施こされることがある。内面の調整は、指頭による斜撫でつけが多く、そのうえに斜刷毛目さらに突帯付近は横撫で、口縁部付近は横刷毛目に加えられる。突帯は、縦または一次の横方向の刷毛目のうえに粘土紐を貼付け、調整の最後に横撫でで仕上げる。透孔は、不整円形のものである。一部の埴輪には、波状文その他の線刻が、第8図10、18のとおり見られる。施文の部位は、口縁部のほかは不詳。以上のように、埴輪円筒は、事前調査時の出土品(本誌前号)と異ならない。

朝顔形埴輪(第9図19)

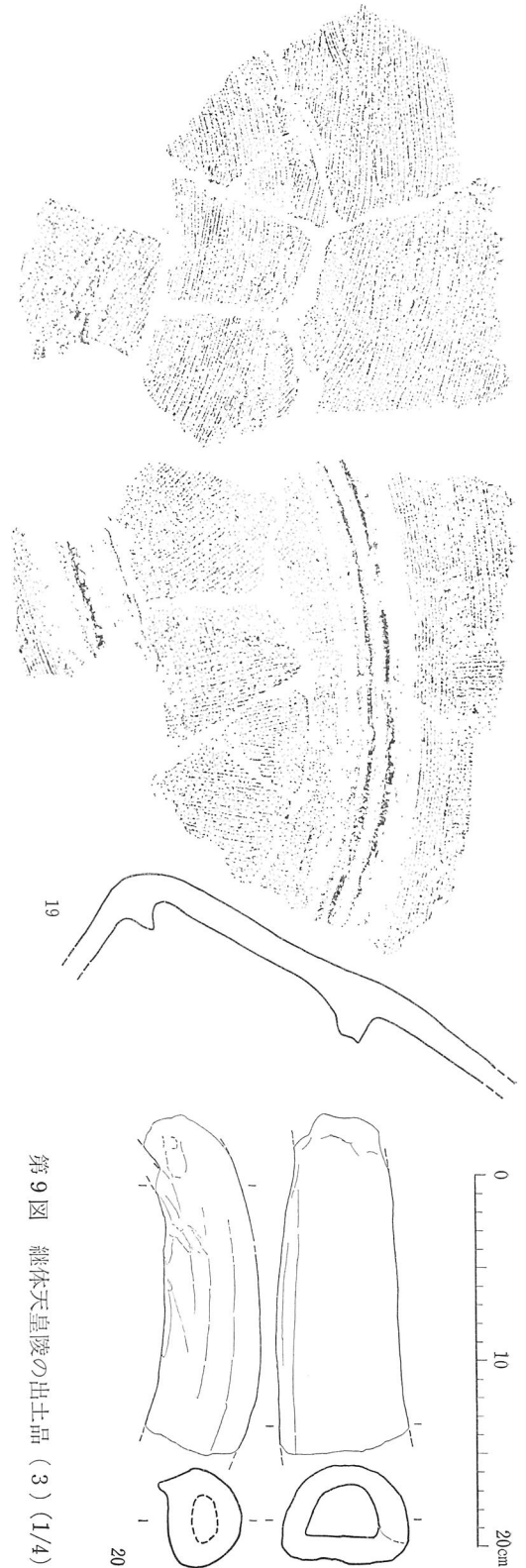
19は、朝顔形埴輪の肩部から口縁部の接合片。花部は、直線的に外に開き、外面に縦刷毛目、口縁部ではその上に横刷毛目を加え、内面に横



第7図 継体天皇陵の出土品(1) (1/4)



第8図 継体天皇陵の出土品② (1/1)



第9図 継体天皇陵の出土品(3)(1/4)

に近い斜刷毛目を施す。肩部は、まるく、外面に横刷毛目、内面に撫でつけを施す。

形象埴輪(第9図20)

20は、人物埴輪の手腕から手先の部分と疑われる埴輪片。中空で角状を呈する。

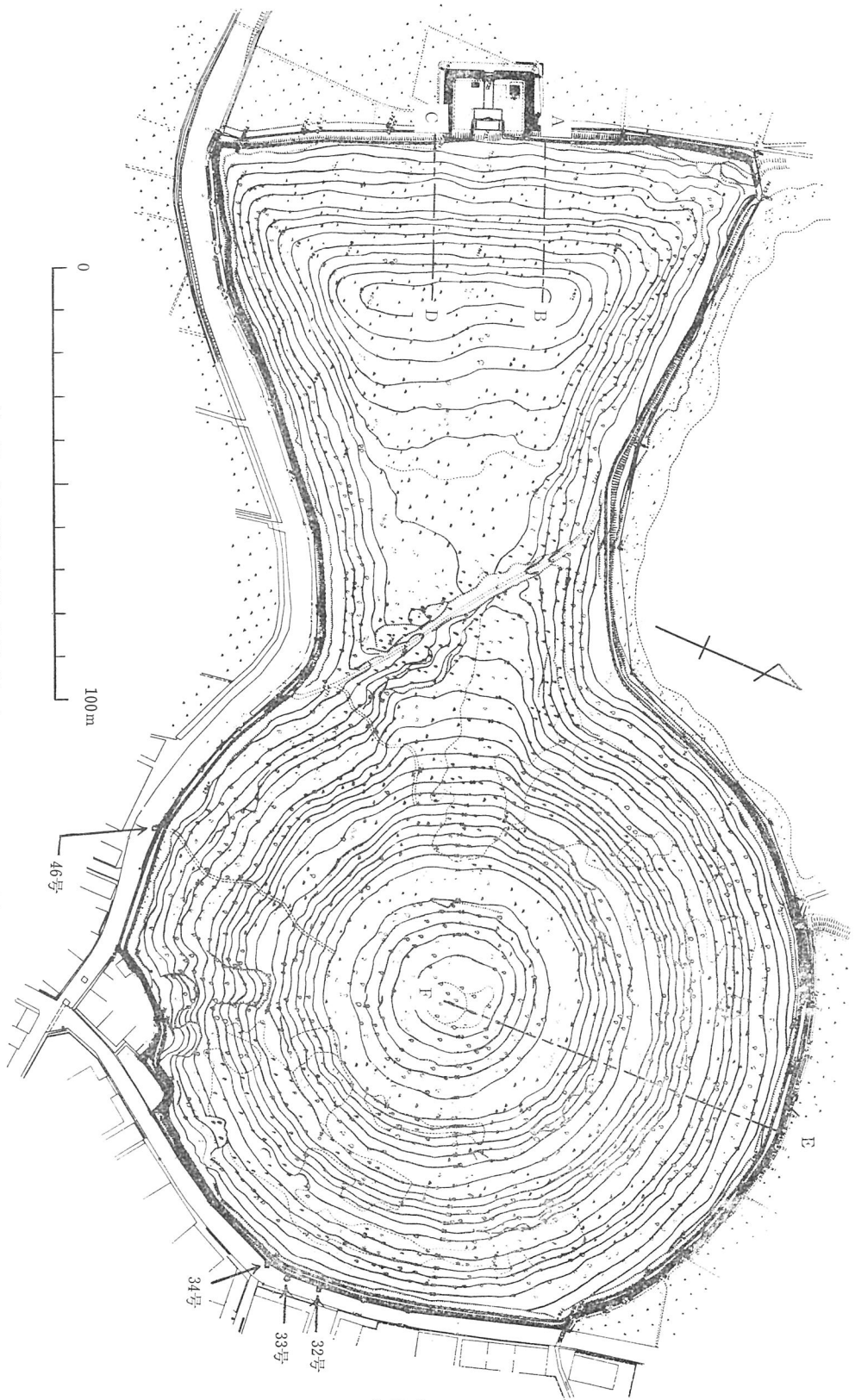
注 第6図の調査区を示す45・46・69は、本誌前号五九頁第1図の45・46・27と重複するが、当該地区の掘削施工は昭和六十二年度。

(笠野 毅)

大市墓の墳丘調査

当部では陵墓の墳丘調査を随時行っており、今年度は段築数や墳頂部の状況等をめぐって論争のある大市墓について実施した。この墳丘調査については、日本考古学協会を始めとする十二学会の要望により、その成果を公表することとなった。

調査は、昭和六十三年二月二十一・二十二の両日にわたって墳丘の外形調査を行った。以下はその知見である(第10図)。



第10図 大市基調査箇所の位置 (1/1500) *コンターは1m間隔である。

一 後円部

南東部から東部にかけては裾部が道路や建物によって削られており、斜面が一部えぐれて等高線の乱れたところがある。これに対して北部（北西部・北東部を含む）と南西部は、原形の遺存状態が良好で、等高線も墳麓に至るまでほとんど乱れない。そのなかでも北側の状況は極めてよいので、墳丘の表面観察もここを中心に行った（第11図に断面図を掲載）。前方部が取り付く部分を除く後円部斜面には、平坦なテラスが四面認められる（墳丘の遺存度の悪い東部から南東部にかけては、最も低いテラスが明瞭でない部分もあるが、界三二号～三四号、四六号付近の緩斜面はテラスと考えてよいのではないか）。このことは陵墓地形図においても明瞭に認められる。したがって、後円部は外形上、五段築造である。

各段の傾斜面は、長さ（斜距離）が上から一一メートル（数値は概数。以下、同じ）、一二メートル、一二メートル、九メートル、五メートルで、最下段が相当短い。高さが同じく四メートル、六メートル、六メートル、四メートル、二メートルで、やはり最下段が著しく低い。ただし、最下段については、その裾部に不自然な小さな段があつて生垣がめぐり、また、一般に墳麓には土が厚く堆積することが多いので、原形をどれほどとどめているか問題が残る。いいかえると、本来の最下段は見かけ以上の高さがあるものと思われる。

最上段を除く各段の上面に設けられた平坦なテラスは、幅が上から八

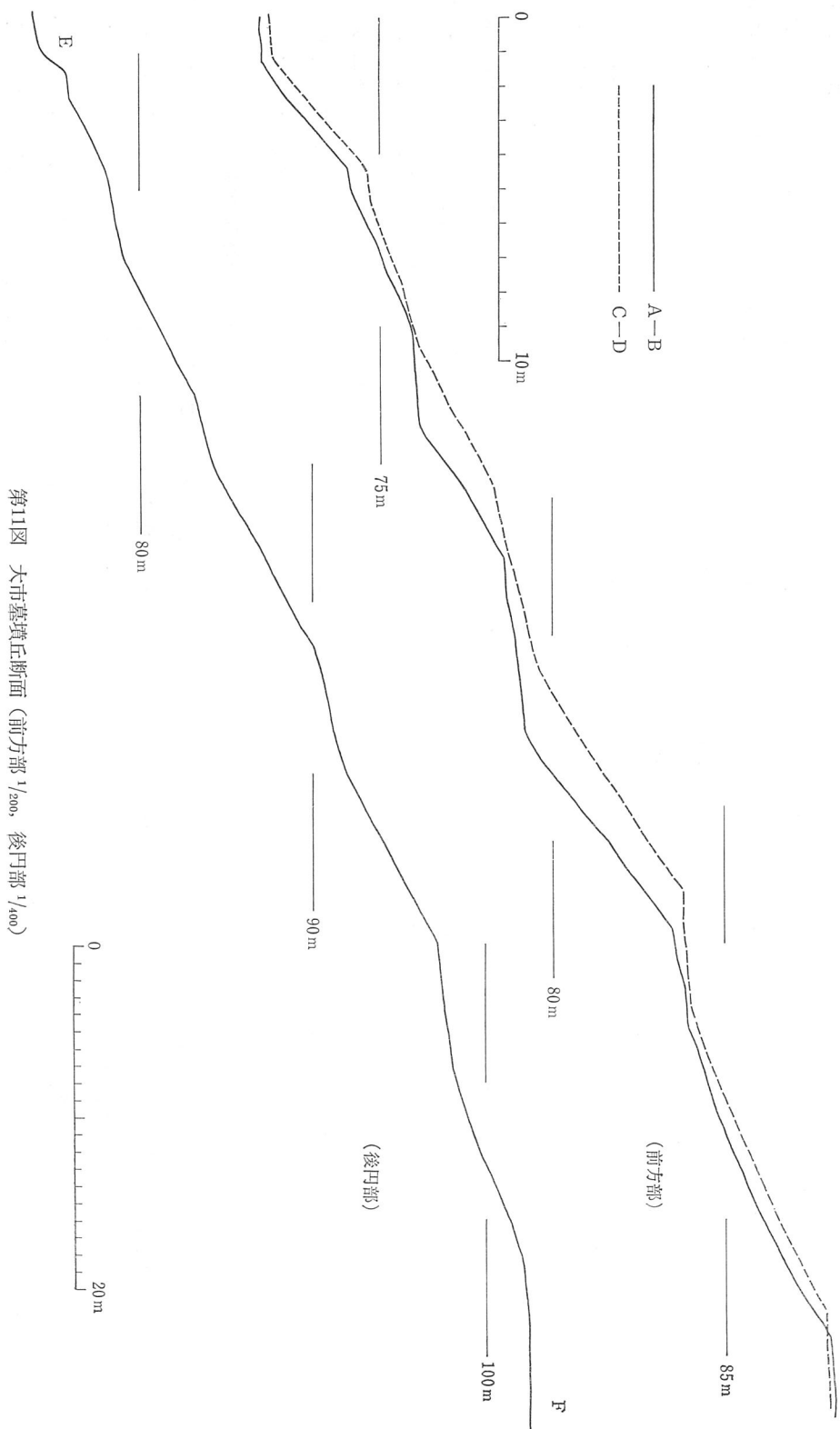
メートル、六メートル、五メートル、五メートルで、最上部のテラスが他より広く、見た目にはこの数字以上のものを感じ、特に広いという印象を受ける。

最上段は広いテラスの内側に截頭円錐状に築かれ、その上面は径一七メートルの円形の平坦面をなす。よく言われるように壇と呼ぶべきかも知れないが、その規模は、著名な日葉酢媛陵のそれを大きくしのぎ、他に例を見ない大きさである。また、その形状は、多くが方丘であるのに対して、円丘である。

二 前方部正面

前方部は全体的に見て、後円部ほどには平坦面または緩斜面が明瞭でない。前方部正面もほぼ同様である。しかも正面の北端部はえぐられた状態を呈していて、下半部は上半部に比較して傾斜が緩やかとなっている。これらの点は陵墓地形図によってもうかがわれるが、さらに前方部正面の下半部の等高線が上半部の等高線に比して直線的でなく、小さく出入りして乱れていることが知られる。以上を考えあわせると下半部においては斜面の崩壊とその土の堆積が相当あるものと推測され、その結果、テラスの位置と形状をわかりにくいものにしていても言えよう。

しかし、斜面中腹にはかなり明瞭な緩斜面とその上部に急斜面とがあつて、両者が前方部正面を北端から南端までほぼ横走している。その上部には、緩斜面から徐々に傾斜角のきつくなる斜面が上に伸びている。また下部には緩斜面がところどころに看取されるが、同一レベルで一直



第11図 大市墓墳丘断面 (前方部 1/200, 後門部 1/400)

線になるわけではない。したがって、斜面中腹上部の緩斜面はほぼテラスと断定してよく、下部の緩斜面もテラスである疑いが強い。この所見が正しいとすれば、前方部正面は四段築成ということになる。

以上の表面観察のほか、三箇所について各段上下の傾斜変換点の標高を計測し、このうち二箇所（A—B、C—D）は緩斜面の幅をも計測し、こうして得た数値を陵墓地形図の中に組み込むことによって同図を補足してみた（第11図）。

各段の傾斜面は、長さ（斜距離）が上から一〇メートル、七・五メートル、四・五メートル、七・五メートル（後述の、生垣部の狭い平坦面を含む）である。高さが同じく四メートル、四・五メートル、二・五メートル、四・四・五メートルである。

最上段を除いた各段上面の緩斜面（平坦面）の幅は、上から三・五メートル、五メートル、二・三メートルとなる。

下から数えて第二段は遺存度の良い第三段と傾斜角三〇〜三五度で類似するが、斜面の長さ・段の高さがともに異なり短い。また、第二段外侧のテラス（第一段上面のテラス）は、既述のとおりあまり明確ではなく、A—B、C—D部のように、これより下位、すなわち生垣に近い部分に平坦面（標高74〜75メートル付近）が認められる部位もある。

最上段は、他の段より法面も長く、傾斜角も約二〇度と緩い。このことは、最上段が本来現状より法面は短く傾斜も急で、したがってまた第三段との間のテラスの幅が広いこと、すなわち最上段裾部には厚い堆積

土が覆っていることを推測させる。この段の上面、すなわち前方部の頂部は、長さ（南北）五〇メートル、幅（東西）五〜六メートルの平坦面である。ここから括れ部に向かって緩やかなスロープを描いて降りる。

以上を要するに、前方部正面は外形上四段築造であるが、最も低いテラスの位置と幅については、表面観察による限り、あまり明確ではない。

三 前方部側面

既述のとおり、前方部側面には後円部や前方部正面中腹のようなテラスと容易に推測される平坦面または緩斜面が明瞭ではない。

北側面では裾部に幅広い緩斜面が括れ部から前方部西端部にかけて認められるが、これをテラスと考えるにはいくつかの難点がある。①この緩斜面は後円部最下段の生垣の部分にある小さな段の上面と接続し、明確なテラスとは接続しないこと、②また、前方部正面に向かって徐々にレベルが高くなるが、ほとんどレベル差のない本墳後円部のテラスや若干のレベル差のある他の陵墓のテラスと比較して、急な傾斜であること、③南側面に対応する緩斜面があってもよいと思われるにもかかわらず、明確ではないこと（括れ部に小さな平坦部があり、裾は削られているが）等を考えあわせると、発掘を伴わない表面観察のみではテラスと断定することはできない。

以上の他には、北側面では詳細な観察にもかかわらず、緩斜面は全く認められなかった。西端部では前方部正面の各緩斜面が直角に曲がって

続くようにも見えるが、この部分の墳丘が変形していること、南側面に同様な緩斜面がみあたらないことを考えると、やはりテラスの存在は認めがたい。

南側面では前方部正面の斜面中腹の緩斜面に相当するかと疑われる緩斜面が帯状に広い範囲で認められた。しかし、正面の緩斜面とは接続しないし、後円部に近づくにつれてレベルが低くなるなど、この緩斜面をテラスと考えるには難がある。

したがって、前方部側面ではテラスの存在を示す徴証は得られなかった。むしろ本来なかったと考えるべきであろうか。

四 括れ部

括れ部付近にはかつての里道が切り通し状に通っており、このため原状が大きく変更されているが、後円部と前方部との接合部にはほとんど影響はないようである。

括れ部上面は、前方部頂部の平坦部から、そのまま広い緩やかなスロップがおりてきていったん平坦になった後、後円部第四段上面に向かって徐々に傾斜を急にしたがら上昇する。

括れ部側面では後円部第一段と第三段上面の緩斜面（テラス）が途切れてしまい、前方部側面に接続する状況は観察されなかった。

（笠野 毅、土生田純之）

河内大塚陵墓参考地のヘドロ調査

当参考地の周濠のうち東池と西池は、入水口部にあたる南東側のヘドロ堆積が激しく、半ば陸化している。従って将来このヘドロを浚渫するためには、その堆積量を把握しておく必要がある。そこで昭和六十三年二月二十三日から三月五日まで、該地に計15本のトレンチを設定して調査した（第12図）。

土層は比較的単純で、以下の通りである（第12図13外堤上の第13トレンチを除く）。

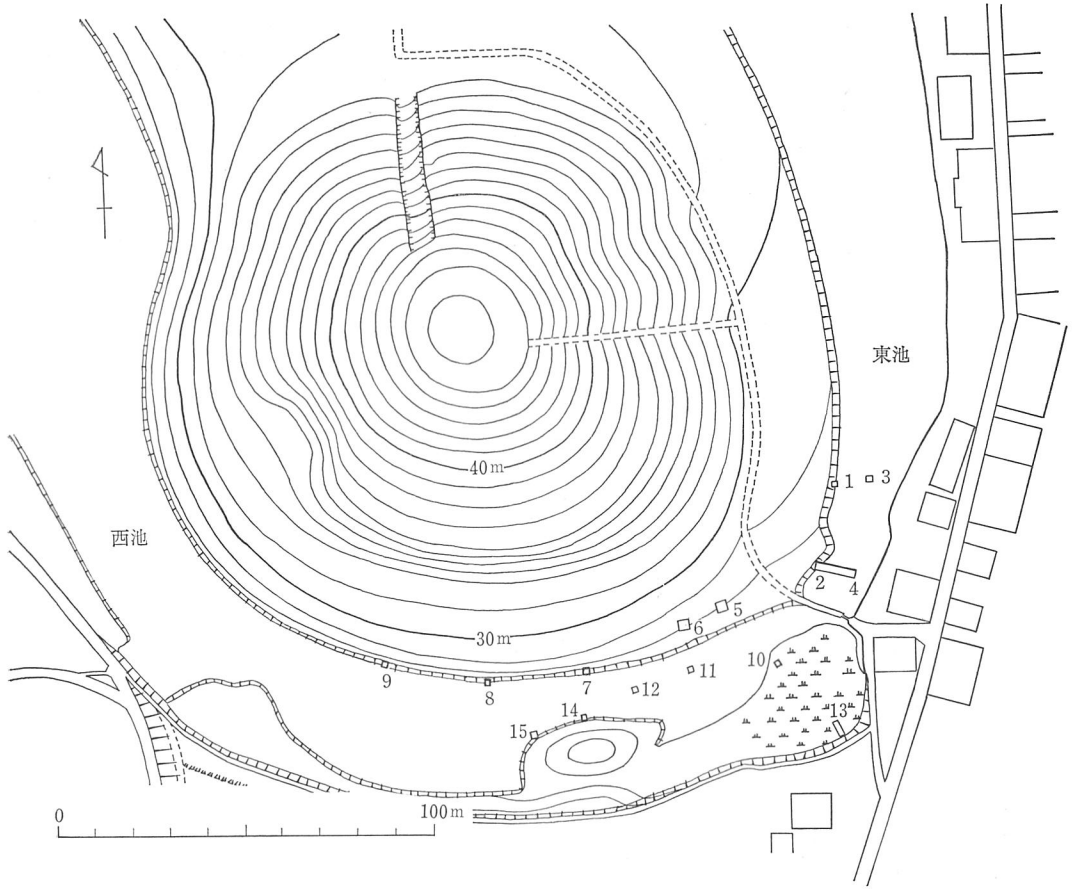
I層 表土（ヘドロ）。

II層 黄白色ないし青灰色の粘土（砂）層。

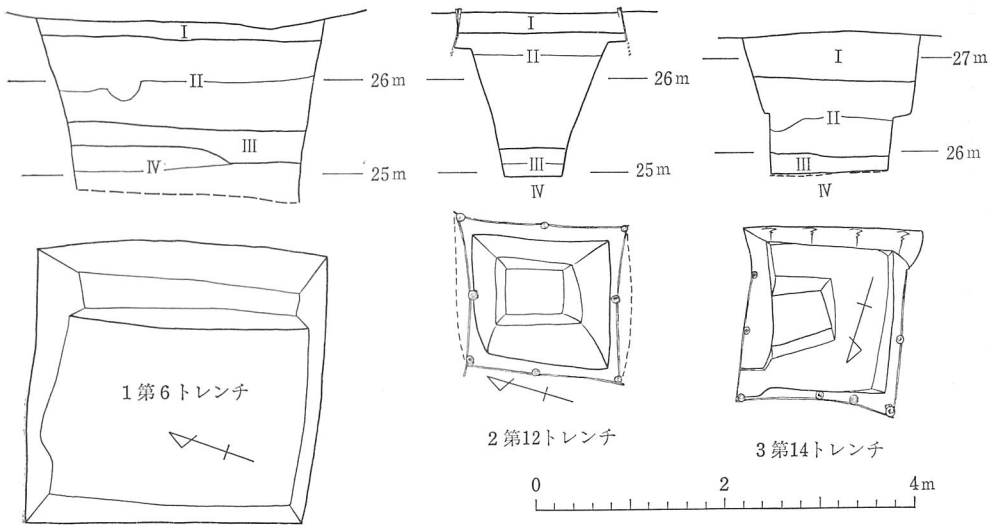
III層 褐色系の粘土層（ただし第1・3・7・9・10トレンチにはない）。

IV層 青灰色ないし褐色の粘土層。

このうちIV層は、一部で深掘りしたところ下方程固くなり、層内にまじり気はなかった。また遺物を全く包含していない。従って、本層はいわゆる地山と判断してさしつかえない。III層はよく締まっており、原初の周濠内堆積層の可能性を考えたが、第14トレンチで古代・近世の土器や瓦が出土した。しかし他のトレンチでは遺物はなかったため、第14トレンチ以外のIII層については、原初の堆積層である可能性もわずかに残



第12図 大塚陵墓参考地調査箇所的位置 (1/2000)



第13図 大塚陵墓参考地トレンチ平面および断面 (1/80)

る。ただし、当参考地の周濠はかつて「ため池」として使用されており、幾度も浚渫されたものと思われる。これらことから、原初の堆積層は既に失われたものとも思われる。

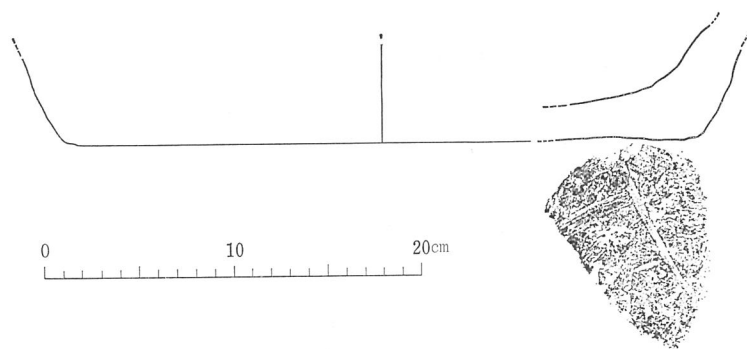
ところで、地表からIV層上面までは、いずれのトレンチも極めて浅く、最も深い第10トレンチでさえわずかに約二メートルにすぎない。全長三〇〇メートルを越す大型前方後円墳にしては、相当に浅いものといえる。あるいは原初の外堤は現状よりかなり高く、既に削平されたのであろうか。外堤上に設定した第13トレンチは表土直下が地山で、上記の想定のように既に削平されたか、もともと極めて浅い濠であったかのいずれかであらう。

II層には近・現代の遺物を多く含んでおり、近代以降の新しい堆積であらう。

なおIII層のみられなかったトレンチのうち第7・9トレンチでは、II層中に褐色系の粘土がブロック状に点在しており、本来は調査地全体にIII層が堆積していた可能性が強い。

以上から、将来の浚渫については、III層以下に及ばないように注意する必要がある。

最後に墳丘の南方、西池中に存在する中島状の高まりについて述べておこう。この高まりに接する第14・15トレンチの観察によれば、IV層が高まりに向かって上昇する気配はなかった。また第14トレンチのIII層からは既述のように近世のものを含む遺物が出土しており、I・II層もブ



第14図 大塚陵墓参考地の出土品 (1/4)

ロック状に数種の土が混在していた。従って、高まりの中心部に小規模の墳丘を想定しない限り、この高まりの性格は、西池浚渫の土砂を盛り上げたものであると判断できよう。

遺物はほとんどが近・現代のものである。第14図は第14トレンチIII層出土の炆器で、大甕の底部である。同層中から他に土師器甕の頸部や燻瓦の小片が出土している。

(土生田純之)